



物価高騰の影響を踏まえ 所得に応じた給付金を支給します

① 定額減税をしきれないと見込まれる方への給付金

支給対象者：

所得税額または住民税額(※)から定額減税しきれないと見込まれる納税義務者。ただし、納税義務者本人の合計所得額が1,805万円以下(給与収入のみの場合は収入額が2,000万円以下)である場合に限る。

※令和6年分推計所得税額(国の算定ツールによる推計額)または令和6年度個人住民税所得割額

支給額・支給手続き：

対象の方には、7～8月頃に確認書を発送しますので、確認書で金額等をご確認いただき、必要事項を記入してご返送ください。

問 調整給付金コールセンター ☎0120-223-729

② 令和6年度、新たに住民税非課税または 住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金

支給額：1世帯あたり10万円

支給手続き：

- ・対象世帯に7月上旬頃に確認書を発送予定です。必要事項を記入してご返送ください。
- ・令和6年中にすでに給付金を支給された世帯(辞退、未申請含む)は対象外です。

問 社会福祉課 保護G ☎55-9300

②へのこども加算について

支給対象世帯：

②の給付金対象世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれた)の児童がいる世帯

支給額：児童1人あたり5万円

支給手続き：

②の支給世帯に通知書を送付します。

問 こども課 こどもG ☎55-8069

ご注意ください！！

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください。

各給付金について、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、ATMの操作をお願いしたり、受給のために手数料の振り込みを求めることはありません。



不妊治療に必要な費用を 全額助成します

不妊治療は保険が適用されますが、市では、保険適用の回数の上限を超えた方でも全額助成します。

対象となる治療	不妊治療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療)
対象者	令和6年4月以降、上記治療を行った方で次のすべてに該当する方 ・法律上の婚姻をしている(事実婚も含む) ・治療を受けている期間と申請日に夫婦双方の住所が市内にあり、居住している ・市税の滞納がない ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満
助成対象	医療機関で受けた不妊治療に要する費用の自己負担分を全額助成 【保険適用の方】 保険診療の自己負担分、および併用して行う先進医療費を助成(自己負担限度額が上限) 【保険適用の回数上限を超えた方】 自費診療分、および併用して行う先進医療費を助成
申請方法	医療機関を受診し、治療終了後、下記の書類を健康推進課へ提出 ①申請書兼請求書 ②不妊治療医療機関証明書(治療終了後、医療機関に作成を依頼) ③医療機関発行の領収書・明細書のコピー ④限度額適用認定書(お持ちの方)または、マイナンバーカード(保険証として利用した方) ⑤振込先の口座情報がわかるもの(初回) ⑥滞納のない証明書(申請日の前年の1月1日に住所が市外にあった方のみ) ※①、②は市ホームページからダウンロードできます。
申請期限	令和7年3月31日(月)まで ※1回の治療ごとに申請が必要です。 ※令和7年3月までに治療が終了し、申請期限に申請書類等の提出が難しい場合は、健康推進課へご連絡ください

※詳細は市ホームページをご確認ください。



▲詳細

申請・問 総合保健福祉センター「かがやき」内
健康推進課 ☎54-7121